

暑中お見舞い申し上げます。当事務所のお盆休みは8/11(木)～8/15(月)です。  
この間の労災事故などお急ぎ時の連絡は、携帯 090-8401-9855(西馬)まで。



「勤務態度不良の社員に退職を勧めた所“解雇にして1ヶ月分の賃金を…”と求めてきた。退職慰労金を払っての円満退職にしたいが…?」(A社)  
「勤務怠慢で改善しないため30日以上前に解雇予告をし理由書も渡したが、就業規則がないと不当解雇に当たるのか?」(B社)との相談が続きました。解雇者を出すと助成金等で事業主は不利な扱いになります。A社のケースは本人が納得す

「勤務態度不良の社員に退職を勧めた所

解雇理由の根拠?

9人以下の事業所も就規を!

ればOKでしょうが、問題はB社です。労基法は「常時10人以上の労働者を使用」する事業主には就規の作成と労基署への届出を義務づけていますが、B社は9人以下で未作成でした。解雇基準を明確に

していない場合の解雇については「無効」が争われた秀栄

社事件で労働者敗訴(1971.11.1 東京地裁判決)のケースもありますが、裁判所はやはり就規等の書面で正当不當の判断をしがちです。

従って9人以下でも就規の作成が大切といえます。



「えっ、まだ余分に掛かかるんですか…?」とC社の奥様が驚かれました。D社を吸収するに当たっての合併公告費用の事です。株式会社の場合、事業再編や資本金減少など債権者や株主に影響のある事柄については①必ず官報にだす公告と②会社の定款に定めた方法による公告が求められます。②は官報の他に〇〇新聞等の日刊紙または自社のHPです。日刊紙に比べて官報は掲載料金が安い為よく利用されていますが、この料金が今年4

株式会社の  
公告方法…  
**官報? HP?** 決算・合併  
等に必須!

月から20%値上げされました。元来オープンな組織である株式会社の場合、決算公告も必須で合併公告にはC社とD社の決算公告に関する事項の記載が必要になります。2社とも②の

方法は官報と定めているため合併公告と一緒にすること

に…。結果29万円程掛かる所、文面を工夫して当初の見積りどおり22万円程で…。コストの安い自社HPでの決算公告も検討に値しますね。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿 手帳受払簿への記入をお忘れなく。当事務所では毎週金曜日の朝9~10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。